

令和2年度水害等避難行動タイムラインの普及について

1 趣旨

平成30年7月豪雨において避難情報の発令が住民避難に結びついていなかったことを踏まえ、住民主体により適切な避難行動が取れるよう作成支援している避難行動タイムラインについて、災害発生の危険が高い全ての自主防災組織への普及を図る。

2 これまでの取組状況

令和元年度末において、避難行動タイムラインを作成済み（各市町1地域以上）は8市町、間もなく作成完了は1市、調整中は1町。

①モデル地区での取組

平成30年7月豪雨で特に大きな被害を受けた中丹地域から選定した福知山市、舞鶴市及び綾部市の各市1地域について、平成30年度に作成済み。

②特定地域防災協議会での取組

特定地域防災協議会^(*)を設置した宇治市、亀岡市、八幡市及び久御山町の各市町の1地域について令和元年度に作成済み。

*「災害からの安全な京都づくり条例」に基づき、大規模な災害が想定される地域で、府、国、市町村、地域住民が連携して実施するべき防災対策を取りまとめた事業計画を作成。上記4市町で設置。

③その他市町での取組

京都市では全地域で作成が完了し、木津川市の1地域について間もなく完了。井手町については現在調整中。

3 今後の目標

- ・令和2年度は、残る17市町村について、市町村と連携し各市町村1地域においてタイムラインの作成に着手する。また、先行の9市町において、作成したタイムラインをモデルケースとして他地域への展開を促進する。
- ・令和5年度までに、地域内に土砂災害警戒区域又は大規模な浸水が想定されている区域を有する府内全ての自主防災組織（1,502地域）において、市町村と連携し、タイムラインの作成を目指す。

※避難行動タイムラインの目的

- ・「いつ」「誰が」「何を」するのかをタイムラインとしてまとめることにより、関係者が連携して速やかな避難行動を展開。
- ・水害や土砂災害等の地域の個別の災害を対象として、自主的な避難行動を行うための目安（きっかけ）である「避難のスイッチ」と次善（セカンドベスト）の避難場所を設定し共有。
- ・タイムライン作成を通じて地域住民がみんなで声を掛け合いながら自主的に避難する共助体制を構築。